

会津大学学位規程

(平成18年4月1日規程第63号)
(最終改正 2019年3月5日規程第4号)

(目的)

第1条 この規程は、会津大学（以下「本学」という。）が授与する学位について、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項に基づき、会津大学学則（以下「本学学則」という。）及び会津大学大学院学則（以下「本学大学院学則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本学が授与する学位は、次のとおりとする。

- (1) 学士（コンピュータ理工学）
- (2) 修士（コンピュータ理工学）
- (3) 博士（コンピュータ理工学）

(学士の学位授与要件)

第3条 学士の学位は、本学学則第36条に該当する者に授与する。

(修士の学位授与要件)

第4条 修士の学位は、本学大学院学則第36条第1項に該当する者に授与する。

(博士の学位授与要件)

第5条 博士の学位は、本学大学院学則第36条第2項に該当する者に授与する。

2 前項に規定するもののほか、博士の学位は、本学大学院学則第36条第3項の規定により、学位論文の審査及び最終試験に合格し、かつ、本学大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者にも授与することができる。

(学位論文等の提出)

第6条 第4条の規定により修士の学位を申請する者は、学位申請書にコンピュータ・情報システム学専攻に在籍する場合にあっては修士論文を、情報技術・プロジェクトマネジメント専攻に在籍する場合にあっては特定の課題についての研究の成果を添えて、学長に提出するものとする。

2 前条第1項の規定により博士の学位を申請する者は、学位申請書に博士論文を添えて、学長に提出するものとする。

3 前条第2項の規定により学位を申請する者は、学位申請書に学位論文及び学位論文審査手数料を添えて、学長に提出するものとする。ただし、学位論文審査手数料は、本学大学院の博士後期課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けて退学した者が、前条第2項の規定により学位を申請する場合は、退学した日の翌日から3年以内に限りこれを免除する。

(学位論文等)

第7条 前条の規定により提出する学位論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「学位論文等」という。）は、1式とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、模型等の資料を提出させることがある。

(学位申請の受理)

第8条 学長は、学位授与の申請を受理した時は、大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）にその審査を付託する。

2 受理した学位論文等は、返還しない。

(論文審査委員会)

第9条 学位論文等の審査は、研究科委員会において、論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設けて行う。

2 審査委員会は、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査については本学大学院の教員3名、博士論文の審査については本学大学院の教員4名以上で組織する。

3 前項に規定する審査委員会において、研究科委員会が必要と認めるときは、委員のうち1名を本学大学院教員以外の他の大学院若しくは研究所等の教員等とすることができる。

(学位論文等の審査及び最終試験)

第10条 審査委員会は、学位論文等の審査及び最終試験を行う。

2 最終試験は、学位論文等の審査期間内に学位論文等の内容を中心として、これに関連ある分野について、口頭又は筆答により行うものとする。

(学力の確認)

第10条の2 第5条第2項の規定による本学大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認は、審査委員会が学位論文に関連ある分野の科目及び外国語について、口頭又は筆答により行うものとする。

2 前項の学力の確認は、第6条第3項ただし書きの規定により学位を申請した者については、研究科委員会の議を経て、これを免除することができる。

(審査期間)

第11条 学位論文等の審査は、第6条第1項又は第2項の規定により申請した者については、当該学位を申請した者の在学期間内に終了するものとする。

2 第6条第3項の規定により申請した者については、申請を受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由がある場合には、研究科委員会の議を経て、その期間を延長することができる。

(審査委員会の報告)

第12条 審査委員会は、学位論文等の審査、最終試験及び学力の確認が終了したときには、直ちにその結果に学位を授与できるか否かの意見を添え、研究科委員会に文書で報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第13条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて、学位を授与すべきか否かを審議し、及び議決する。

2 前項において、学位を授与できるものと議決するには、研究科委員会委員（休職中及び出張中のものを除く。）の3分の2以上が出席した委員会において、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 研究科長は、研究科委員会において前項の議決がなされた場合には、直ちにその結果を学長に文書で報告しなければならない。

(学位の授与)

第14条 学長は、第3条の規定に該当する者及び前条の報告に基づいて学位を授与すべき者には、所定の学位を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知するものとする。

(論文要旨等の公表)

第15条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、その博士論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨を公表するものとする。

(博士論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その博士論文をインターネットの利用により、公表しなければならない。ただし、既に当該論文の内容を公表したときには、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を得て、当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものをインターネットの利用により、公表することができる。この場合、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。また、やむを得ない事由が無くなった場合には、速やかに全文を公表するものとする。

(学位の名称)

第17条 本学から学位の授与を受けた者が学位の名称を用いる場合は、次のように本学名を付記するものとする。

- (1) 学士（コンピュータ理工学 会津大学）
- (2) 修士（コンピュータ理工学 会津大学）
- (3) 博士（コンピュータ理工学 会津大学）

(学位の取消)

第18条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は教授会または研究科委員会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返還させることができる。

2 教授会又は研究科委員会において前項の議決をする場合は、第13条第2項の規定を準用する。

(学位記及び書類の様式)

第19条 学位記及び学位授与申請関係書類の様式は、別記様式第1号から別記様式第8号のとおりとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2018 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2019 年 4 月 1 日から施行する。